

健 康 医 療



保 健 総 務
健 康 増 進
精 神 保 健 ・ 感 染 症 対 策
母 子 保 健
生 活 衛 生
動 物 愛 護
食 肉 衛 生 検 査

保 健 総 務（保健総務課）

1 山形市保健所の運営管理

(1) 施設概要

場 所	霞城セントラル(山形市城南町1-1-1)内 1階、3～5階	
延床面積	4,736.24㎡	
	1階 検診車スペース、検診用控室	212.44㎡
	3階 母子保健課事務室、大会議室、視聴覚室、ふれあいの間、沐浴体験室他	1,839.84㎡
	4階 保健総務課・健康増進課・生活衛生課事務室、健康診査室、診察室、ヘルシーキッチンルーム他	1,810.27㎡
	5階 健康増進ホール	873.69㎡
開庁時間	午前8時30分～午後5時15分	
閉 庁 日	(4階) 保健総務課・健康増進課・生活衛生課 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3) (3階) 母子保健課 月曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3) ※日曜日または月曜日が祝日の場合は火曜日も閉庁	

(2) 施設管理

警備業務や清掃業務、施設設備の保守点検業務を専門の業者へ委託するほか、必要に応じて修繕等を行い、適切な施設の維持管理を行っている。

また、大会議室や視聴覚室、ふれあいの間等の各部屋は、地方自治法等の規定に基づく行政財産の目的外使用により、貸出を行っている。



2 シンクタンク機能

健康寿命の延伸に向けて市が提唱している「SUKSK（スクスク）生活」に基づき、市民の健康の保持・増進に向けた取組を効果的に推進するため、保健所の保健師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士といった専門職を活用したシンクタンクを設置している。医師である保健所長の指揮のもと、特定のテーマについて、全国的な傾向を把握するとともに、健診データやアンケート等により収集した市民の健康に関するデータの科学的な分析や健康課題の抽出・検討等を行っている。

【令和2年度のテーマ】

① 歯周病

特定・すこやか健診を受診した者のうち、協力が得られた市民（470名）の唾液潜血検査の結果（令和元年度の分析でも使用したデータ）と歯科定期健診の有無や受診頻度との関連を分析した。

② 減塩

市内2地区の特定・すこやか健診を受診した者のうち、協力が得られた市民（406名）の尿を用いた推定食塩摂取量検査結果（令和元年度の分析でも使用したデータ）とBMI・腹囲との関連を分析した。

③ 腹部肥満

令和元年度の女性を対象にした分析に引き続き、国保加入特定健診の受診者のうち男性（1,095名）のデータを分析し、将来の糖尿病・高血圧の発症リスクを考慮する必要がある腹囲の値について検討を行った。

④ フレイル（令和2年度から実施）

地域の集会所等を会場に行われている「いきいき百歳体操」参加者（185名）の体力測定結果等を分析し、「住民主体の通いの場」参加による高齢者の身体機能に及ぼす効果について分析を行った。

3 SUKSK（スクスク）生活普及啓発事業

市民の健康づくりに向けた活動の活発化を図るため、「SUKSK（スクスク）生活」や保健所に設置したシンクタンクで調査研究を行った重点項目「減塩・歯周病・腹部肥満」に係る普及啓発を実施している。

【令和2年度の主な内容】

① 普及啓発用リーフレットの配布

「SUKSK（スクスク）生活」の普及啓発のため、その概要と、令和元年度に取り組んだシンクタンクの分析結果をまとめたダイジェスト版リーフレットを次に掲げる施設等に配置して市民への周知を図った。また、山形市公式ホームページにリーフレットを掲載し、広く市民等への情報の発信に努めた。

ア コミュニティセンター・公民館

イ 市保健所の窓口

② ベニちゃんバスポスターの掲示

「健康ポイント事業SUKSK（スクスク）」の参加者募集と「SUKSK（スクスク）生活」の内容をまとめたポスターをベニちゃんバスに掲示した。

③ 減塩啓発用ステッカーの配布

「かけ醤油」より「つけ醤油」による減塩を促進するため、醤油さしに張るステッカーを作成し、SUKSK（スクスク）メニューを提供する市内飲食店に配布した。

4 地域保健等に係る統計調査

厚生労働省等からの委託を受け、保健・医療・福祉・年金・所得等の国民生活の基礎的事項を調査する国民生活基礎調査や、出生・死亡等の人口動態事象を把握するための人口動態調査等の地域保健等に係る統計調査を実施している。

5 山形市休日夜間診療所（山形市医師会運営）

休日・夜間における初期救急医療体制を強化し、市民の安全・安心に寄与するため、「山形市休日夜間診療所」の医師等の人件費に対する補助を行っている。

令和2年度補助額 20,000千円 ※新型コロナウイルス感染症対策のため前年度比10,000千円増
 令和2年度利用者数 休日診療 2,934人（内科 1,255人、外科 147人、小児科 1,532人）
 夜間診療 3,700人（内科 1,439人、小児科 2,261人）

6 山形市歯科医師会休日救急歯科診療所（山形市歯科医師会運営）

休日における救急歯科医療体制を強化し、市民の安全・安心に寄与するため、「山形市歯科医師会休日救急歯科診療所」の運営に対する補助を行っている。

令和2年度補助額 4,383千円 ※新型コロナウイルス感染症対策のため前年度比1,233千円増
 令和2年度利用者数 565人

7 医事薬事業務

(1) 医事業務

医療法等医事関係法規に基づく診療所、助産所、施術所等に係る許可及び届出の受理、並びに病院の許可申請及び届出の受付等を行っている。また、病院、診療所、施術所等に対し立入検査を実施している。

【令和2年度 許可等・届出受理（受付^{※1}）件数】

区分	病院 ^{※1}	診療所	助産所	施術所 ^{※2}	歯科技工所 ^{※2}	衛生検査所
開設許可等	0	23	0			1 ^{※3}
変更許可等	40	11	0			0 ^{※3}
使用許可	29	1	0			
開設届	0	29	0	0	1	0
廃止届	0	31	0	6	3	0
その他の届出 ^{※4}	51	137	0	26	0	0

※1 病院は受付

※2 施術所及び歯科技工所に係る手続は届出のみ

※3 登録

※4 変更届、診療用エックス線装置設置届、診療用エックス線装置廃止届等

【令和2年度 立入検査件数】

	病院	診療所		助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
		有床	無床				
施設数 ^{※1}	17	10	387	5	204	39	4
立入検査件数 ^{※2}	24 ^{※3}	5	83	0	1	1	2

※1 令和3年3月末現在

※2 病院については全施設、診療所（有床）については全施設の1/3程度、それ以外の施設については全施設の1/5程度を目標に立入検査を実施

※3 新型コロナウイルス感染症対策の観点から書面検査を実施（件数には書面検査17件を含む）

(2) 薬事業務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局、医薬品販売業等の許可及び届出の受理、並びに毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物取扱施設の登録及び届出の受理を行っている。また、薬局、医薬品販売業、毒物劇物取扱施設等に対し立入検査を実施している。

【令和2年度 許可等・届出受理件数】

区分	薬局	薬局製剤製造販売業 ・製造業	医薬品 販売業	医療機器販売業・貸与業		毒物劇物 販売業者	毒物劇物 業務上取扱者
				高度管理	管理		
新規許可等	9	1	3	13	39※1	7※2	0※1
更新許可等	16	0	0	18		21※2	
変更届出	593	2	125	120	19	27	3
廃止届	10	2	2	8	15	5	0

※1 届出 ※2 登録

【令和2年度 立入検査件数】

	薬局	薬局製剤製造販売業 ・製造業	医薬品 販売業	医療機器販売業 ・貸与業		毒物劇物 販売業者	毒物劇物 業務上取扱者
				高度管理	管理		
施設数※1	162	8	52	213	960	185	6
立入検査件数※2	52	3	17	72	14※3	77	6

※1 令和3年3月末現在

※2 全施設（管理医療機器販売業を除く）の1/3程度を目標に立入検査を実施

※3 薬局及び医薬品販売業の立入検査時、当該施設が管理医療機器販売業を兼業している場合に実施

(3) 医療安全相談業務

市民からの医療に関する問い合わせや相談を受け付け、医療法等医事関係法規に照らした上で、必要に応じ立入検査及び指導等を行っている。

【令和2年度 相談件数】

	件数	主な相談内容
病院に関すること	10	・入院費の不安 ・病院への訴えに対する対応への不満 ・医療行為に係る説明への不満 等
診療所に関すること	12	・処方される薬に関する不安 ・家族の病状に関する不安 ・診療科目の照会 等
計	22	

8 献血推進事業

市民、事業所等に対し献血思想の普及を図るため、山形県赤十字血液センター及び山形県村山保健所と連携を図り、献血会場の選定や献血日程の調整を行うとともに、献血回数が200回に達した方に対し、献血功労者の顕彰を行っている。

【令和2年度 献血実績】

目標数	受付者数	採血者数	採血率	目標達成率
5,824人	4,051人	3,630人	89.6%	62.3%

令和2年度献血功労者顕彰受賞者数 4人

9 骨髄移植ドナー支援事業

日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供した市民に対し支援金を支給し、ドナー自身の負担軽減と、ドナー登録のしやすい環境整備を図っている。

算定方法 通院又は入院の日数に1日あたり2万円を乗じた額（1回の提供につき7日間を限度とする。）

令和2年度支給額 0円

令和2年度支給者数 0人

※ 令和2年度はドナーからの申請なし

健康増進（健康増進課）

1 健康増進事業（令和2年度実績）

健康増進法により、40歳以上を対象にして、健康の保持増進のため、5つの保健事業を実施した。

(1) 健康手帳の交付

健康診査の記録や、健康のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てることを目的に交付した。

・交付数 新規36件、再交付13件

(2) 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進など、健康に関する正しい知識の普及を図り、健康に関する認識を高めることを目的に実施した。

・実施回数 6回 受講者数 297人

(3) 健康相談

健康に関し必要な指導及び助言を行い、自らの健康に役立てることを目的に実施した。

・相談者数 687人

(4) 健康診査

生活習慣病の早期発見、早期治療を図るため、40歳以上（一部該当年齢別設定）を対象として実施した。受診機会の拡大を図るため集団・一括・個別健診方式を実施した。

① 健康増進法に基づく健康診査

40歳以上で生活保護等、特定健診の対象外となる者を対象として実施した。

・受診者数 64人

② 肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルス陽性者の早期発見、早期治療を目的に実施した。

・受診者数 2,413人

③ がん検診

胃・大腸・呼吸器・子宮・乳・前立腺がんについて、早期発見・早期治療を目的に実施した。

集団 310回、一括・個別 4月～3月まで随時、子宮・乳：一括108回、個別 4月～3月まで随時（胃内視鏡検査・乳がん検診は2月まで）

ア 胃がん検診	受診者数	11,687人
胃部エックス線検査（対象：40歳以上）	受診者数	11,065人
胃内視鏡検査（対象：50歳以上の偶数歳）	受診者数	622人
イ 大腸がん検診（対象：40歳以上）	受診者数	18,671人
ウ 呼吸器（肺がん）検診（対象：40歳以上）	受診者数	19,678人
エ 子宮がん検診（対象：20歳以上の偶数歳女性及び前年度受診していない奇数歳女性）	受診者数	5,675人
（クーポン事業対象：21歳女性）	受診者数	140人
オ 乳がん検診（対象：40歳以上の偶数歳女性及び前年度受診していない奇数歳女性）	受診者数	5,477人
（クーポン事業対象：41歳女性）	受診者数	337人
カ 前立腺がん検診（対象：50歳以上の男性）	受診者数	4,196人
（クーポン事業対象：61歳男性）	受診者数	313人

④ 歯周疾患検診（個別8～12月まで随時）

歯周疾患の早期発見と適切な歯科保健指導を行うことを目的として実施した。

・対象：年度内に40歳、50歳、60歳、70歳になる者

・受診者数 27人

(5) 訪問指導

各種健康診査の有所見者等や、その他疾病等の健康支援を必要とする者に対し、保健師による訪問指導を行った。

・訪問指導実施者数 17人（延17人）

2 成人保健事業（令和2年度実績）

(1) すこやか健診（集団回数 306回）

生活習慣病の予防には、若い世代の健康づくりが重要であるため、疾病の早期発見・早期治療を目的に実施した。

・対象：20歳～39歳

・受診者数 654人（レディース健診含む）

(2) レディース健診（回数 16回）

すこやか健診と子宮頸がん検診をセットで受診できる健診。子育て世代の女性が受診しやすいように保育士を配置し実

施した。

- ・受診者数 310人

(3) 呼吸器(結核)健診 (集団 310回、一括・個別 4月～3月まで随時)

- ・対象: 65歳以上
- ・受診者数 14,393人

(4) 胃がんリスク層別化検査 (ABC分類)

胃がんの発がんリスクを判定することにより、判定結果に応じた受診を促進し、胃がんの予防及び早期発見を目的に実施した。

- ・対象: 40歳以上
- ・受診者数 557人

(5) 唾液検査による歯周病検診

歯周疾患の予防と早期発見のため、簡便かつ迅速、痛みを伴わない非侵襲性の新しい歯周病検査法。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。

3 がん患者医療用ウィッグ・乳房補整具購入費助成事業

がんの治療に伴う脱毛又は乳房の切除により、就労や社会生活に支障を生じる者に対し1人1回に限り助成を行った。

- ・助成額 医療用ウィッグ: 2万円または、購入費の1/2のいずれか低い方の額
乳房補整具: 1万円または、購入費の1/2のいずれか低い方の額
- ・助成件数 医療用ウィッグ 111件、乳房補整具 18件

4 重粒子線がん治療費助成事業

山形連携中枢都市圏健康医療ワーキンググループにおいて、山形大学医学部東日本重粒子センターで重粒子線がん治療を受けた患者への支援策の検討を行った。

また、連携市町に対し、東日本重粒子センターにおける重粒子線がん治療の概要及び山形県の支援策についての説明会を実施した。

5 健康づくり推進対策事業 (令和2年度実績)

(1) 「山形市健康づくり21」の推進

第二次の山形市健康づくり計画「山形市健康づくり21」(平成25年～令和4年)に基づき、健康づくり事業を推進している。平成29年度に中間評価見直しを行い、計画後期に推進する方向性を定めた。令和2年度は、「山形市健康医療先進都市推進協議会」において、「SUKSK (スクスク) 生活」及び「山形市健康づくり21」を推進するために、健康ポイント事業SUKSK (スクスク)の参加者の拡大、子どもの受動喫煙防止対策及び減塩対策の推進に重点をおき取り組むことが承認された。

① 健康ポイント事業SUKSK (スクスク)

健康医療先進都市の実現に向け、市民の健康づくりに対する意識を高めることを目的に、市が提唱するSUKSK (スクスク) 生活を実践することによりポイントを獲得する事業を実施した。ためたポイントは記念品抽選に使用できる。(参加者数 5,028人、やまがた健康づくり応援カード配布数 2,459人)

② ウォーキングマップの作成

運動(U)を日常生活の中に取り入れてもらうため、身近な場所でウォーキングができるように、山形市健康づくり推進協議会と協力し、市内の名所・見所を巡る7つのウォーキングマップを作成した。

③ SUKSK (スクスク) メニュー認定事業の実施

中心市街地の飲食店を対象に、山形市が定めた要件にあった食塩控えめなどのメニューを募集し、監修後に提供店として認定した。認定メニューを提供してもらうことで、中心市街地の活性化を図るとともに、市民の健康寿命の延伸のための「減塩」と「野菜摂取量の増加」などに取り組んだ。

(協力店舗数 14店舗、43メニュー、提供食数 12,542食)

④ 受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙による健康への悪影響から子どもを守るため、令和2年9月市議会において、「山形市子どもの受動喫煙防止条例」を制定した(令和3年3月1日施行)。この条例は、市や市民、事業者等の責務を明確にしている他、自動車内や公園、学校等の周辺の路上では、子どもの受動喫煙防止に努めることを盛り込んでいる。

また、子どもの受動喫煙防止対策を推進するための会議やたばこの煙のない中心市街地の環境づくりを推進するために、飲食店経営者や小学校において健康教育出前講座の実施、エリアマップ用ステッカーを作成した。

(2) 健康づくり推進

① 健康づくりのための運動講座

各年代別に運動機会の少ない人を対象に、講座をとおして運動の楽しさを広め、健康づくりのための運動を普及啓発し、健康の保持増進を図った。また、運動普及推進員と連携した事業も実施している。(参加延人数 327人)

- ② 体脂肪量測定事業
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。
- (3) 栄養食生活改善事業
- ① 食育事業
心身ともに健康な体づくりをするため、幼児期から食生活の大切さの意識づけと望ましい食生活についての講話を行った。また食生活改善推進員と連携した事業も実施している。(参加延人数 103人)
- ② 健診後の食生活改善指導
健診後の食生活改善を目的として、望ましい食生活の実践方法を指導し、メタボリックシンドロームなどの意識づけと減塩や糖尿病予防など生活習慣の改善につなげた。(参加延人数 106人)
- ③ 離乳食教室
これから離乳食を始める方を対象として、「授乳・離乳の支援ガイド」にそって講話を行った。
(参加延人数 190人)
- ④ 年代別栄養改善指導
「食事バランスガイド」の啓発普及と食生活改善を目的に、各種健康づくり事業で栄養指導・相談を行った。また、各地域からの要請事業で、ライフステージにそった栄養指導・相談を行った。(参加延人数 111人)
- ⑤ 推定食塩摂取量検査事業
SUKSK(スクスク)生活を推進する一環として、食事(S)における減塩について市民の意識を高めるため、推定食塩摂取量検査を公民館等で行う集団健診にあわせて行った。加えて、検査結果を踏まえた栄養改善講座を実施することで、市民が減塩に取り組む機会を創出した。
(検査人数 6,467人、栄養改善講座参加者 28人)
- (4) 健康づくり市民ボランティア活性化事業
- ① 運動普及推進事業
- ア 運動普及推進員の養成
健康づくりのための運動を地域住民に普及していくことを目的として養成講座を行う。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。
- イ 運動普及推進協議会の支援
山形市健康づくり運動普及推進協議会の組織の育成のため、知識技術等の研修を行った。また、手軽に実践できるストレッチ体操やウォーキング等を実施し、地域住民の健康づくりに努めた。(参加延人数 428人)
- ② 栄養食生活改善事業
- ア 食生活改善推進員の養成
健康づくりの基本となる食生活について、正しい健康知識と食生活の実践方法を地域住民に普及する山形市食生活改善推進員、20人を養成した。
- イ 食生活改善推進協議会の支援
山形市食生活改善推進協議会が地域の健康づくり事業及び食生活改善の啓発普及を効果的に推進するため、ライフステージに合った食事計画と知識技術等の研修を行った。高齢者の低栄養予防事業や食育事業への取り組みを全地区で実施し、地域住民の健康づくりに努めた。(参加延人数 776人)
- ③ 健康まつり
各公民館及びコミュニティセンターを会場に、食生活改善推進員コーナーによる食生活改善普及、運動普及推進員による運動啓発(ロコモ予防体操等)などを実施した。(参加延人数 2,146人)

精神保健・感染症対策（健康増進課）

1 感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。

(1) 周知啓発

新型コロナウイルス感染症患者の市内での発生状況や検査実施状況等について、個人情報の保護等に留意しながら最新の情報を正確かつわかりやすく発信するとともに、日常生活における感染防止のポイント等について普及啓発を行い、感染の拡大防止を図った。

(2) 感染症発生時の対応（疫学調査等）

医師から届出のあった感染症について、発生の状況、動向及び原因の調査を実施した。

① 類型別届出状況

届出数79件【内訳】

- ・一類感染症 0件
- ・二類感染症 28件 ((再掲)結核 28件)
- ・三類感染症 10件
- ・四類感染症 16件
- ・五類感染症 25件

② 積極的疫学調査

- ・結核案件にかかる疫学調査 38件 (調査グループにつき1件として計上)
- ・発生届にかかる疫学調査(結核を除く) 1,518件
- ・施設等集団発生にかかる疫学調査 4件

(3) 結核対策

① 令和2年度末の登録状況は57人で、内訳は活動性結核 10人、不活動性結核 23人、活動性不明0人、潜在性結核感染症 24人。

② 患者発生に伴い、必要な対象者に対し健康診断を勧告し、接触者健康診断を実施した。(延べ数)

- ・保健所実施 163人
- ・医療機関 16人

③ 患者及び家族などの接触者、有症状者等を対象とした相談及び訪問指導を実施した。

ア 相談対応実施状況(延べ数)

- ・電話相談 398人 来所相談 164人

イ 訪問指導実施状況

- ・訪問指導実人員 36人 (延 124人)
- ・(再掲)DOTS* 26人 (延 109人) (*DOTS…服薬確認を軸とした包括的な患者支援)

④ 結核登録者に対し、結核の予防または医療上必要がある場合にエックス線検査等の精密検査を実施した。実施者数は延べ64人。

(4) 特定感染症検査等

月2回、予約制の検査を保健所において無料、匿名で実施し、実績は40回。

HIV抗体検査40人、性器クラミジア検査39人、梅毒検査38人、B型肝炎検査37人、C型肝炎検査37人。

(5) 適正医療の審議

山形市感染症診査協議会で感染症患者の入院勧告及び入院期間の延長の必要性の判断や結核患者の適正医療等の審議を実施した。開催実績：75回(うち定例：22回、緊急53回)



2 予 防 接 種

(1) 定期予防接種事業

予防接種法に基づき、感染症に対する免疫をつけ罹患及び重症化を予防するとともに、流行を抑えるために抗体検査及び予防接種を実施した。

(令和2年度実績)

対象者	抗体検査・予防接種の種類	被検査者・被接種者数
成人男性	風しん抗体検査 ※1	4,344
	風しん5期 ※2	821
高齢者	インフルエンザ	48,954
	肺炎球菌 ※3	4,015

※1【(成人男性)風しん抗体検査】:昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ男性

※2【(成人男性)風しん第5期】:上記風しん抗体検査において、風しん抗体価が不十分であった者。及び、本事業に限らず、風しん抗体検査において抗体価が不十分であることが判明しており、かつ上記風しん抗体検査の対象者に該当する者。

※3【(高齢者)肺炎球菌】:60歳以上65歳未満の者で内部障がい1級に準ずる者及び65歳から100歳までの5歳刻みの者。

(2) 任意予防接種事業

予防接種法上、定期予防接種に該当しない予防接種(任意接種)を実施し、感染症に対する免疫をつけ、罹患及び重症化を予防するとともに、流行を抑えることを目的とし実施した。

・高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業

平成22年11月から75歳以上の高齢者へ市独自の助成事業を開始した。平成26年10月から定期接種となり、年度年齢65歳から5歳刻みの者が対象となったが、定期接種化以降も、75歳以上で定期接種対象外の者への助成を継続して実施した。

(令和2年度実績)

予防接種の種類	対象者	被接種者数
高齢者肺炎球菌	75歳以上	205

3 精 神 保 健

(1) 精神障がい者の相談指導及び医療機関の紹介

精神保健福祉法第47条に基づき、電話や来所等により心の健康に関する相談支援を行い、医療が必要な住民に対し、医療機関の紹介や訪問等による受診勧奨、医療の継続支援を行う。

※精神科医師による精神保健福祉相談 月1回(令和2年度実績:実34件、延34件)

※保健師、精神保健福祉士による相談 随時(令和2年度実績:電話相談3,472件、面接相談152件、家庭訪問151件)

(2) 精神障がい者の退院後支援の実施

措置入院者・医療保護入院者・応急入院者を対象とした「退院後支援ガイドライン」に基づき「退院後支援マニュアル」を作成し、ケースに応じて退院後支援計画の策定、関係機関との会議の開催、治療継続に向けた支援を行う。

(令和2年度実績:支援対象者25件、要否判定「要」11件、【内訳】支援中5件、支援終了2件、支援中断1件、同意なし3件)

(3) ひきこもり相談及び家族交流会・事例検討会の開催

ひきこもりで悩む家族や本人に対し、再スタートに向けた相談支援を行うとともに、家族交流会を月1回開催し、家族の孤立を予防する。また、ひきこもりに関する事例検討会を開催し、関係機関への支援スキルの向上を図る。

※精神科医によるひきこもり相談 月1回(令和2年度実績:実26件、延33件)

(4) 依存症対策の実施

アルコール依存症に関する健康教育を実施し、依存症についての知識の普及啓発を行う。県精神保健福祉センター等関係機関と連携して相談支援にあたる。

(5) 医療保護入院の市町村長同意事務

精神科医療機関の依頼による聴取及び調査を行い、該当者については同意書を作成し、患者に対し面会による説明を行う。(令和2年度実績:19件)

(6) 精神障がい者入退院に関する情報管理

精神科医療機関より精神障がい者入退院届を受理し、精神保健福祉センターへの法定書類の進達を行い、精神障がい者台帳を整備（自立支援医療の利用状況、精神障がい者保健福祉手帳の交付状況）する。

法定書類の届出受理件数（令和2年度実績）

項目	件数
医療保護入院届	705
医療保護入院退院届	656
応急入院届	11
措置入院者定期病状報告	0
医療保護入院者定期病状報告	356

4 自殺対策強化事業

平成31年3月に策定した「いのち支える山形市自殺対策計画」により、地域における自殺対策を強化するための全庁的な取り組みを行った

下記は主に地域自殺対策強化交付金を活用した事業（以下、令和2年度実績）。

○健康増進課（主管課）

- ・いのち支える山形市自殺対策協議会の実施（1回実施、22機関参加）
- ・自殺対策推進庁内連絡会議の実施（2回実施、関係11課参加）
- ・こころ支えるサポーター養成講座（4回実施：山形市新規採用職員、食生活改善推進員・運動普及推進員養成講座参加者等、福祉関係相談担当者、110人参加）
- ・パンフレット、啓発グッズ等による普及啓発（自殺予防週間、自殺対策強化月間等で啓発）
- ・メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」サイトの導入（アクセス数 38,946件/年）
- ・自殺未遂者相談支援事例検討会の実施（2回実施、72人参加）

○男女共同参画センター

- ・DV相談窓口担当者研修会（市内講師による研修、1回実施：相談窓口担当者、関係機関職員27人参加）
- ・若年層を対象としたDV啓発事業（高校生や大学生へリーフレット等を配布、市役所・市関係施設・学習施設・市内スーパーへリーフレットや啓発カードを設置 8,750部）
- ・法律相談（弁護士による相談、12回実施、市民、相談件数40件）
- ・小中学校への「いのち」の大切さを学ぶ出前講座の実施（3校）

○社会教育青少年課

- ・青少年の悩み事相談事業（少年相談員による電話やメール相談（土日祝日を除く、相談件数68件）
- ・相談窓口周知のカードやチラシを作成（市内小・中学校児童生徒や保護者、市窓口や関係機関へ配布）



母 子 保 健（母子保健課）

1 母子保健事業（令和2年度実績）

(1) 窓口健康相談

- ・母子健康手帳の交付：1,615人、再交付：29人
- ・母子健康相談総数：1,324人（妊婦121人、乳幼児261人、予防接種942人）

(2) 母子保健相談支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、母子保健課に母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届出時に母子保健や地域の子育て支援事業、福祉サービス等の情報提供及び相談・助言を行い、支援を必要とする妊婦を把握し、継続的な支援を必要とする妊婦（若年、メンタル既往等のある妊婦）には支援計画を作成し、電話相談や家庭訪問、来所相談、関係機関との連携調整を図り、総合的な相談を実施した。

妊婦相談（妊娠届出、転入妊婦） 実数1,702件

支援を必要とする妊婦 実数773件（妊娠期から支援開始525件、出生後から支援開始248件）

(3) ようこそ赤ちゃん応援メッセージ贈呈事業

社会全体で生まれてくる赤ちゃんと子育て家庭を応援する機運の醸成を図るとともに、応援メッセージ及びギフト等を贈呈する機会に妊婦の状況を把握し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図った。

贈呈数 1,757件

(4) 妊婦健康診査

- ・県内受診者数（委託医療機関による個別健診方式）

1回目：1,593人、2回目：1,583人、3回目：1,582人、4回目：1,572人、5回目：1,519人、

6回目：1,509人、7回目：1,469人、8回目：1,402人、9回目：1,359人、10回目：1,345人、

11回目：1,287人、12回目：1,093人、13回目：780人、14回目：361人

子宮頸がん：1,577人、性器クラミジア：1,565人、HTLV-1：1,603人

超音波検査特定 1回目：1,596人、2回目：1,589人、3回目：1,537人、4回目：1,370人

- ・県外受診者数（償還払い）

実数114人 延数592件

(5) ママパパ教室

10回実施 受講者延数：328人（再掲：夫の参加155人、その他0人）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月から7月まで開催を中止した。8月より予約制とし、体験型を中止して講話と個別相談に内容を変更し再開した。令和3年度も同様に実施する。

(6) 母子訪問指導

訪問指導数 実数33人（延53人）

内訳：産婦2人（延7人）・乳児12人（延25人）・幼児18人（延18人）・その他1人（延3人）

(7) こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を民生委員児童委員や主任児童委員が、子育てに関する資料を配布し、保健師・助産師等が電話や訪問を行った。

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年3月から令和3年2月まで民生委員児童委員や主任児童委員による訪問を休止し、保健師等の訪問や電話にて対応した。令和3年3月から、民生委員児童委員や主任児童委員による子育てに関する資料の配布を開始した。

対象児数 799件

(8) 育児支援家庭訪問事業

妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭、出産後間もない時期の養育者が子育てに対して不安や孤立を抱える家庭等に対し、保健師や育児支援家庭訪問指導員が訪問し、育児支援を実施した。

訪問指導数 実数945件（延1,215件）

(9) 産後ケア事業

ショートステイ24人（105日）、デイケア2人（2日）、乳房ケア（通所型）82人（124回）、乳房ケア（訪問型）70人（98回）、ママサポーター15人（100回）

※母子保健法の改正により令和3年4月から法定化され、産後ケア事業の実施は市町村の努力義務と規定された。法定化に伴い、乳房ケア及びママサポーターの対象者を、生後5か月未満から生後1年未満の母児に変更した。

(10) 乳幼児健康診査

- ① 4か月児健康診査（委託医療機関による個別健診方式）

該当児：1,664人 受診児：1,657人 受診率：99.6%

- ② 9か月児健康診査（委託医療機関による個別健診方式）

該当児：1,693人 受診児：1,657人 受診率：97.9%

- ③ 1歳6か月児健康診査（集団方式：69回実施）

該当児：1,642人 受診児：1,625人 受診率：99.0%

- ④ 1歳6か月児精密健康診査受診票発行（委託医療機関個別方式） 延39件

⑤ 3歳児健康診査（集団方式：65回実施）

該当児：1,667人 受診児：1,642人 受診率：98.5%

⑥ 3歳児精密健康診査受診票発行（委託医療機関個別方式） 延456件

※ 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、4月から6月まで休止し、7月以降、受診児を少人数制にし、健康診査の回数を増やすなど体制を見直し、感染対策を行い実施した。令和3年度も、同様な体制で実施する。

(11) 幼児発達相談

22回実施 相談者：116人（延124人）

(12) 乳幼児健康教育及び健康相談

- ・健康教育 7回実施 参加者：61人
- ・健康相談 160回実施 参加者：2,831人

(13) 生涯を通じた女性の健康支援事業

女性は、妊娠、出産等の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。そのため、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行い、生涯を通じて健康の保持増進ができるよう、保健師による電話相談と、公認心理師（臨床心理士）による来所相談（女性はあと相談）を実施した。

- ・保健師による電話相談件数 16件（実人数：2人）
- ・公認心理師による来所相談（女性はあと相談） 3件

(14) 特定不妊治療費助成

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦に対して、治療費の一部を助成した。また、市単独補助として1回の治療につき10万円を上限に助成を行った。

また、令和3年1月1日以降に治療が終了した方を対象とし、助成額上限の引き上げ、所得制限の撤廃、助成回数を1子ごとにリセットするなど国の制度にあわせ拡充し、市単独補助も継続する。

- ・申請件数 247件（うち、制度拡充対象28件） ※247件中244件に対し、市単独補助を加算した。

(15) 妊婦歯科健康診査（委託医療機関による個別健診方式）

妊娠中に歯科健康診査及び歯科保健指導を受け、妊婦が自らの生活習慣全体を見直し、セルフケア能力向上につながることで、生まれてくる子どもはもとより家族の生涯にわたる口腔の健康の維持・増進につながることから、妊婦の歯科受診による歯科保健向上のため、令和2年10月から妊婦の歯科健康診査の費用を全額補助した。

- ・対象者数：1,615人（妊娠届出をした妊婦）
- ・受診者数：398人（受診率：24.6%）

(16) 育児等支援サービス事業

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、里帰り出産ができなくなった妊産婦が、里帰りをしなくても、産前・産後期に安心して子育てができる環境を整えるため、育児等支援サポーターを派遣し、家事及び育児等の援助を令和2年9月から行った。

- ・サービス利用実人数 5人
- ・サービス利用延回数 32回

(17) 妊婦への新型コロナウイルス感染症検査事業

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、妊産婦自身だけではなく胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活している。このような状況下で不安を抱える妊婦が、かかりつけ産婦人科医と相談し、妊婦本人が希望する場合、分娩前（分娩予定日の概ね2週間前）にPCR検査等を実施した。

- ・検査実施件数 186件（令和2年9月～令和3年3月実施）

2 小児医療

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成

国が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、指定医療機関で受けた小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担の一部を助成する。

- ・受給者数 241人（令和3年3月31日現在）
- ・令和2年度給付実績 3,114件

(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童及びその家族等を対象に講演会や相談を実施する。

- ・令和2年度相談件数 4件

(3) 結核児童に対する療育に係る給付

長期の療養を必要とする結核児童に適切な医療を行うとともに、学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給し、かつ児童の療養生活の指導を行い、必要に応じて日用品を支給する。

- ・令和2年度給付実績 0件

(4) 未熟児養育医療

入院養育を必要とする未熟児（出生体重2,000g以下等）に対し、指定養育医療機関においてその養育に必要な医療の給付を行う。

- ・令和2年度給付実績 110件



3 乳幼児等の予防接種事業

(1) 定期予防接種

予防接種法に基づき、感染症に対する免疫をつけ、罹患及び重症化を予防するとともに、まん延を抑え、社会全体の疾病の発生を防止するため、乳幼児等に対し、県内医療機関で予防接種を実施した。また、保護者が里帰りをしている等の理由で、県外医療機関で受けた予防接種に対し、その費用の助成を行った。

令和2年度実績

予防接種の種類		接種延人数
B型肝炎		5,004人
ロタウイルス感染症※ ¹		1,587人
ヒブ		6,824人
小児用肺炎球菌		6,683人
四種混合 (ジフテリア、百日ぜき、破傷風、不活化ポリオ)		6,803人
二種混合 1期※ ¹		1,840人
BCG		1,690人
麻しん・風しん混合	1期	1,666人
	2期	1,928人
水痘		3,398人
日本脳炎	1期	6,150人
	2期	2,703人
子宮頸がん予防※ ²		978人

※1【ロタウイルス感染症】

令和2年10月1日より定期予防接種となった。

※2【子宮頸がん予防】

ワクチンとの因果関係を否定できない副反応が発生していることから、平成25年6月15日から、定期接種ではあるが厚生労働省の通知により積極的な接種勧奨は行っていない。

令和2年10月9日付で国より、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期予防接種について、積極的な勧奨となるような内容を含まないよう留意しながら、対象者等が当該接種に関する情報に接する機会を確保し、接種について検討・判断ができるよう、対象者等に情報提供を行うよう通知があった。この通知を受け、令和2年11月13日に高校1年生女子と保護者へ国が作成したリーフレット等を個別に送付し、情報提供を行った。

(3) 任意予防接種

感染症に対する免疫をつけ、罹患及び重症化を予防するとともに、流行を抑えるため、予防接種法上、定期予防接種に該当しない予防接種（任意接種）を実施した。

① 風しん抗体検査・予防接種

妊婦への風しんウイルスの感染によって発症する先天性風しん症候群を予防するため、風しん抗体検査の全額助成及び予防接種（麻しん風しん混合、風しん単抗原）費用の一部助成を行う。

令和2年度実績

種類	対象者	接種延人数
風しん抗体検査	1. 妊娠を希望する昭和45年4月2日～平成7年4月1日生まれの女性 2. 1の女性の夫及び同居家族（ただし、1の女性の風しん抗体価が十分であることが判明している場合は対象外） 3. 風しん抗体価が不十分な妊婦の夫及び同居家族	214人
風しん予防接種	1. 上記風しん抗体検査において、風しん抗体価が不十分であった者 2. 市の事業に限らず、風しん抗体検査において抗体価が不十分であることが判明しており、かつ上記風しん抗体検査の対象者に該当する者	228人

② ロタウイルス感染症予防接種

ロタウイルス感染症の予防接種は、令和2年10月1日から定期接種になったが、同学年の定期接種該当外出生児（令和2年4月2日～7月31日に生まれた者）に対し、任意接種費用の一部を助成した。

・接種延人数 1,254人

③ 子宮頸がん予防ワクチン接種

令和2年10月に、国からヒトパピローマウイルス感染症に係る定期予防接種について、対象者等に情報提供を行うよう通知があり、市では11月に、高校1年相当の女子と保護者へリーフレットを個別に送付した。

今回の個別通知送付後に接種を開始した場合、2回目、3回目の接種が令和3年4月以降となり、定期予防接種から外れ高額な自己負担が生じることになるため、接種を中断する可能性が考えられる。子宮頸がん予防ワクチンは、3回接種することにより確実な予防効果が得られるとされていることから、令和2年度において高校1年に相当する女子のうち、同年度中に子宮頸がん予防ワクチンの定期予防接種を受け、3回の接種が終了していない者に対し、令和3年度に行う任意接種費用を助成する。

生 活 衛 生（生活衛生課）

1 食品衛生

(1) 食品衛生法に基づく飲食店等の立入検査及び許可

食品営業許可申請に基づき、施設に立入検査を行い、基準に適合している場合許可証を交付した。

新規件数	更新件数
389	600

(2) 食の安全の確保に必要な指導

① 食品営業施設の監視指導等

食品提供施設への立入検査を行い、食品衛生の確保に関し、必要な指導を行った。

事業所等数	監視指導件数
4,880	1,591

一斉監視指導等の実施時期

夏期一斉取締	7～8月	集団給食施設、旅館等への立入検査
食肉衛生月間	9～10月	食肉処理業、食肉販売業等への立入検査
きのこ一斉取締	9～10月	産地直売所等きのこと販売施設への立入指導
年末一斉取締	11～12月	広域流通食品製造施設等への立入検査

② 食品衛生講習会の実施

回数	受講者数
53	1,294

(3) 市内に流通する食品の安全性の確認

市内に流通する食品について、法令に定める規格の基準等に合致しているか、農産物の残留農薬、畜水産食品の残留有害物質、食品の放射性物質及びアレルギー物質の検査を66検体実施した。

(4) 食中毒事件発生時等の対応

2 営業衛生

旅館業等の営業施設について、法令に定められた基準に基づき、許可や確認を行うとともに、監視指導を行った。また、レジオネラ症患者の発生に伴う疫学調査を受けて、浴槽水のレジオネラ属菌検査を1件実施し、衛生指導を行った。

（令和2年度実績）

種別	新規許可 ・確認件数	監視指導件数
旅館業	6	36
公衆浴場	1	23
温泉利用	1	43
興行場	0	2
理容所	5	47
美容所	25	39
クリーニング所	1	15

3 水道未給水区域給水施設支援事業・専用水道等の衛生対策

(1) 水道未給水区域給水施設支援事業

山形市水道未給水区域における水道組合4組合への施設整備支援と10組合に対する水質検査費用の支援を行った。

(2) 専用水道等の衛生対策

水道法に規定する専用水道（寄宿舎・社宅・療養所等における自家用水道）22カ所および小規模水道条例の飲料水供給施設5カ所において安全・安心な飲料水を供給するための衛生管理指導を実施した。



動物愛護（動物愛護センター）

1 動物愛護センターの運営管理

狂犬病予防法で設置が義務付けられている犬の収容施設と動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の引き取りや負傷動物の保護機能をあわせ持つ施設の運営管理を行った。

(1) 動物愛護センター施設概要

- ・敷地面積：3,027.16㎡
- ・延床面積：809.69㎡
- ・構造：鉄骨造平屋建て
- ・主な機能：観察室、診察室、処置室、保護室、譲渡対象動物室、ふれあい室、多目的ルーム、ボランティアルーム等

2 動物愛護

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく主な業務を行う。

- ① 動物愛護推進協議会の設置及び推進員の委嘱
- ② 動物の愛護及び適正な飼養及び狂犬病の予防に関する普及啓発
- ③ 収容した犬、猫等の管理、返還及び譲渡等
- ④ 動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可に関すること

犬・猫収容等状況（令和2年度実績）（単位：頭）

	犬	猫
収容頭数	18	124
返還頭数	14	4
譲渡頭数	4	84
譲渡不適による致死処分頭数*	0	13
収容中死亡頭数	0	17
致死処分頭数	0	0
収容中（R3.3.31現在）	1	12

※治癒の見込みがない病気やケガ、攻撃性がある等のため、致死処分を行ったもの。

3 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づき犬の登録及び狂犬病予防注射を実施した。

狂犬病の予防注射については、年1回の注射が義務付けられており、4月に集合注射を実施している。

令和2年度の集合注射は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(1) 犬の登録状況（令和2年度実績）

新規登録数（頭）	登録総数（頭）
653	9,497

(2) 狂犬病予防注射実施状況（令和2年度実績）

登録総数（頭）	注射頭数（頭）	注射率（％）
9,497	8,345	87.9

4 猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業

猫の不妊又は去勢手術費用の一部を補助することにより、適正に飼養されていない飼い猫や飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、もって周囲に対する危害又は迷惑を未然に防ぐとともに、市民の動物の愛護に係る精神の高揚を図ることを目的とする。

(1) 補助対象

① 対象となる猫

- ・多頭飼育崩壊や日常的な屋外飼養により近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫
- ・市内に生息する飼い主のいない猫

② 補助対象者

県内の動物病院で不妊または去勢手術を受けさせようとする、市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは住所を有する団体

(2) 補助対象経費

不妊手術又は去勢手術に要する経費

(3) 補助金の額

- ・不妊手術（メス）：1件につき上限8,000円
- ・去勢手術（オス）：1件につき上限5,000円

※補助対象経費が上限に満たない場合は補助対象経費の額とする。

(4) 補助金交付実績 (令和2年度実績)

	交付件数 (件)	補助金額 (円)
不妊手術	124	992,000
去勢手術	79	395,000
合 計	203	1,387,000



食肉衛生検査（食肉衛生検査所）

1 山形市食肉衛生検査所

沿革	昭和57年2月と畜場の統廃合による山形県総合食肉流通センターの新設に伴い、山形県内陸食肉衛生検査所を新設。 平成31年4月1日の中核市移行に伴い、山形県内陸食肉衛生検査所の土地・建物及び備品等を購入し、山形市食肉衛生検査所を設置。
所在地	山形市大字中野字的場827番地
敷地面積	2,504.71㎡
庁舎面積	本館 鉄筋コンクリート2階建 777.09㎡（1階部分485.60㎡、2階部分291.49㎡） BSE検査室 軽量鉄骨造 平屋建 50.97㎡ 車庫 鉄筋コンクリート 平屋建 66.00㎡
竣工	昭和57年2月20日（本館・車庫） 平成14年3月29日（BSE検査室）
購入金額	土地 25,920,000円 建物 38,014,920円 備品等 2,555,375円

2 食肉衛生検査

(1) と畜検査及びと畜場の監視指導

と畜場法に基づき、所管すると畜場に搬入される家畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)全頭に対し、と畜検査を行う。また、と畜場管理者等が行う、と畜場の衛生管理計画と衛生措置について、その基準が遵守されるよう監視・指導を行う。

と畜検査頭数

(所管すると畜場：山形県総合食肉流通センター)

	牛	馬	豚	めん羊	山羊	合計
令和2年度実績	13,952	41	125,657	101	2	139,753

(2) と畜場に付設する食肉処理施設の監視指導

食肉の衛生確保のため、と畜場に付設する食肉処理施設への立入検査を行い、監視・指導を行う。

(3) 輸出食肉に係ると畜場等の監視指導

輸出先国の求める衛生基準等が遵守されるよう、と畜場等の監視・指導を行う。また、輸出の際に必要な食肉衛生証明書の発行を行う。

(4) と畜検査情報の発信

家畜の生産性向上と食肉の安全確保のため、生産者及び関係機関等に対し、と畜検査データを還元する。

(5) 流通食肉の安全性の確認

流通食肉の有害物質（動物用医薬品）の残留状況をモニタリングするため、食品衛生法に基づく収去検査を計画的に実施する。